商　　法

（　50 点）

Ｐ社は、土木建設事業を業とする株式会社（取締役会設置会社かつ監査役設置会社）であって、その傘下に完全子会社として運送事業を業とするＱ株式会社を有しており、Ｐ社の総資産額に占めるＱ社株式の帳簿価格は、約３０％である。Ｐ社の株式は、Ａが１０％、Ａの子Ｂが５％を保有し、残りはＡの一族３０名がそれぞれ数％ずつ保有している。

Ｐ社の取締役は、長年、代表取締役Ａと代表権のない取締役Ｂ・Ｃの３名が務めてきたが、2023　年６月の定時株主総会においてＡは取締役に再任されず、Ｂ・Ｃ・Ｄを取締役に選任する決議がなされた（以下「第１決議」という）。しかし第１決議を成立させた同株主総会は、かねて子会社Ｑ社の管理をめぐってＡと対立関係にあったＢが、取締役会決議のないまま招集したものであり、Ａには同株主総会の招集通知は送られておらず、Ａは同株主総会に出席していなかった。同株主総会直後に開催されたＰ社の取締役会において、取締役Ｂ・Ｃ・Ｄ全員一致の賛成　により、Ｂは代表取締役に選定された。

以上の経緯により代表取締役として選定されたＢは、Ｐ社を代表して、Ｑ社株式全部をＲ株式会社に譲渡する旨の契約（以下「本件契約」という）を締結した。その後 2023 年７月に開催されたＰ社の臨時株主総会において、一部の株主を除くほとんどの株主が出席し、大多数の株主の賛成により、本件契約を承認する決議がなされた（以下「第２決議」という）。第２決議を成立させた同株主総会は、取締役会において取締役Ｂ・Ｃ・Ｄ全員一致の賛成によって招集が決定され、Ｂが招集したものであった。

本件契約の効力に関して、会社法上の論点について検討しなさい。